

傷病手当金



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター

傷病手当金

【傷病手当金とは】

○就労者で健康保険に加入している人が、病気やけがで労務不能のとき、療養生活の保障として休業1日につき標準報酬日額の3分の2が支給されます。

○支給期間は、支給開始日から通算して1年6か月です。

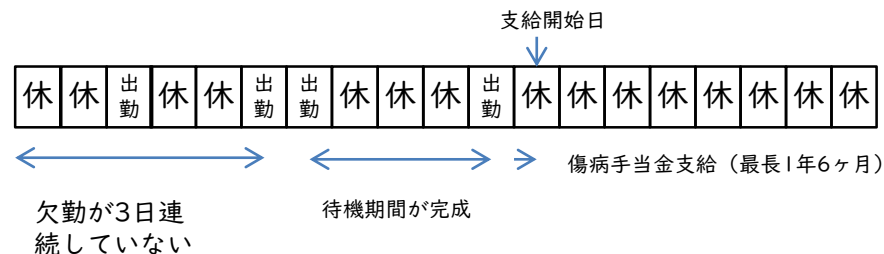
○支給開始日とは下記の図のように事業所を連続して3日欠勤した次の欠勤日のことをいいます。

【対象者】

○事業所に雇用され、かつ健康保険に加入している人で以下の要件を満たす人。

I 仕事（通勤災害も含む）以外の原因で生じた病気やけがで会社を3日以上連続して休んでいる人

II 会社を休んでいる間、給料が支払われていないこと、給料が支払われていても傷病手当金の額より低い場合。



【手続方法】

個人番号及び申請される方の身元が確認できる書類が必要となる場合があります

窓口	各事業所
申請書類	①傷病手当金請求書 ②出勤簿 ③賃金台帳 ④負傷の原因届（外傷の場合） ※第三者の行為による傷病の場合には「第三者の行為による傷病届」「事故証明書」が必要です。

*申請に必要な書類等は、保険者により異なりますので事前に確認してください。



当院でのご相談やお問い合わせは、地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193